

電気通信事業法について

2018年10月
総合通信基盤局

電気通信事業に関する制度の概要とその変遷

- **一般の事業者**に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、**新規参入や料金に関する事前規制を緩和**（現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃）する一方で、**消費者保護ルールを充実**。
- **特定の事業者**（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、**接続ルール※1等の公正競争ルールを整備**。

※1 **接続ルール**:他事業者にネットワークを開放する際に適用される料金・条件等に関して定めた法令の規定。

規律の変遷

昭和60年～
(1985年～)



平成9年～
(1997年～)

平成13年～
(2001年～)



平成16年～
(2004年～)



平成28年～
(2016年～)

事前規制から利用者視点を踏まえた事後規制へ

競争原理の導入

- ・電気通信事業法の施行
- ・電電公社の民営化 (NTTの設立)

市場の自由化

参入規制の緩和

- ・需給調整条項の廃止
- ・外資規制の原則撤廃

料金規制の緩和

- ・料金の認可制 → 届出制
- ・プライスカップ制度(※2)の導入

多様な事業者の参入促進
自由な料金設定を可能に

約款規制等の緩和

- ・契約約款の認可制 → 届出制
- ・接続協定の認可制 → 届出制

ユニバーサルサービス交付金制度の導入

紛争処理制度の導入

自由・迅速な事業展開の促進
セーフティネットを整備

参入許可制の廃止

- ・許可制 → 登録/届出制

料金・約款の事前規制を原則撤廃

利用者保護の推進

- ・事業の休廃止の周知義務化
- ・提供条件の説明義務
- ・苦情等の処理の義務化

市場支配力の濫用を禁止

紛争処理機能の拡充

- ・対象の拡大(コンテンツプロバイダーとの紛争)

安全・信頼性規律の強化

自由な事業展開の促進
利用者保護ルールの整備

利用者保護ルールの拡充

- ・書面交付・初期契約解除制度の導入
- ・不実告知等の禁止
- ・勧誘継続行為の禁止
- ・代理店に対する指導等

固定系への接続ルールの導入

- ・接続約款の認可制の導入
- ・接続会計の導入
- ・アンバンドル(※3)の義務化

NTTの再編成

- ・持株、地域会社(東・西)、長距離会社(コム)に再編

ネットワークを借りやすくして多様な事業者による自由な事業展開を促進

移動系への接続ルールの導入

- ・接続約款の届出制

禁止行為規制*の導入

- * 特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止等

NTT東西の業務範囲拡大

移動系の接続ルールの強化

- ・接続会計の導入

固定系の公正競争ルールの強化

- ・機能分離の導入 等

NTT東西の業務規制手続の緩和

移動系の接続ルールの更なる強化

- ・携帯電話網の接続ルールの充実

グループ化・寡占化への対応

- ・登録更新制の導入

禁止行為規制の緩和 卸制度の整備

- ・卸役務の事後届出制

料金低廉化・サービス多様化のための公正競争ルールの整備・強化

※2 **プライスカップ制度**:料金水準の「上限」を定める上限価格方式による料金規制。

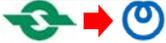
※3 **アンバンドル**:ネットワークの必要な部分のみを細分化して利用できるようにすること。

事業者一般への規律

特定の事業者への規律

(参考)通信自由化以降30年の歩み

電話の時代
インターネットと携帯電話の時代
ブロードバンドとスマートフォンの時代

	通信業界の出来事	通信政策の動向	世の中の動き
1985 (S60)	●NTT民営化 	●電気通信事業法、NTT法施行	●日航ジャンボ機墜落事故
1987 (S62)	●DDI、日本テレコム等が長距離電話サービス開始		●国鉄分割民営化
1992 (H4)	●NTTドコモ分離 ●商用インターネットサービス開始 		
1994 (H6)		●携帯電話端末の売切制の導入	
1995 (H7)	●PHSサービス開始 		●阪神・淡路大震災
1996 (H8)		●携帯電話料金の届出制への移行	
1997 (H9)		●固定系の接続ルールの整備	●アジア通貨危機
1998 (H10)		●利用者料金の届出制への移行 ●外資規制の原則撤廃	●長野オリ・パラ開催 ●長銀・日債銀破綻
1999 (H11)	●NTT再編成(持株・東・西・コム) ●携帯インターネットサービス開始 ●ADSLサービス開始 	●改正NTT法施行 ●加入者回線のアンバンドルの実施	
2000 (H12)	●DDI、KDD、IDOが合併しKDDI誕生	●光ファイバのアンバンドルの実施	●九州沖縄サミット開催
2001 (H13)	●FTTHサービス開始 	●マイライン(固定電話の優先接続)の開始 ●移動系の接続ルールの整備	●中央省庁再編 ●アメリカ同時多発テロ事件
2004 (H16)	●ソフトバンク、日本テレコム買収	●参入・退出規制、利用者料金・約款規制の緩和 ●消費者保護ルールの整備	
2006 (H18)	●ソフトバンク、ボーダフォン買収 	●携帯電話番号ポータビリティの導入 ●ユニバーサルサービス交付金制度運用開始	
2008 (H20)	●iPhone日本発売開始  ※米は2007~		●リーマン・ショック
2011 (H23)		●NTT東西の機能分離(設備部門と営業部門の隔離等)	●東日本大震災 ●地上アナログ放送終了
2013 (H25)	●ソフトバンク、イー・アクセス買収 ●ソフトバンク、米スプリント買収 		●2020年東京オリ・パラ開催決定
2015 (H27)	●NTT東西、光回線の卸売サービス開始	●安全・信頼性規律の強化	
2016 (H28)		●移動系の接続ルールの強化 ●消費者保護ルールの充実	●伊勢志摩サミット開催

電気通信事業の特性

- **公共性**：国民生活や社会経済活動に必要不可欠であり、国民必需のサービスを提供する公益事業としての高い公共性
- **自然独占性**：規模の経済性(事業規模が大きいほど競争上有利)や、ネットワーク外部性(加入者が多いほど競争上有利)により、独占に向かいやすい構造

電気通信事業法の目的

(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第1条)

この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その**公正な競争を促進** ①することにより、**電気通信役務の円滑な提供を確保** ②するとともにその**利用者の利益を保護** ③し、もつて**電気通信の健全な発達**及び**国民の利便の確保**を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

電気通信の健全な発達

利用者のニーズにきめ細かく対応した
より良質な電気通信サービスの実現

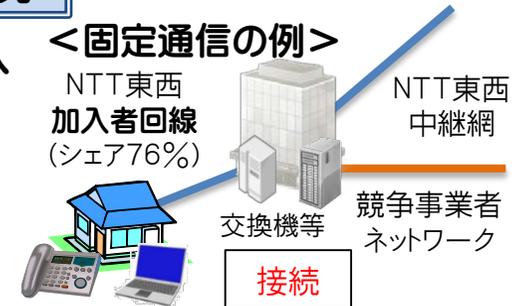
国民の利便の確保

電気通信を通じた**豊かで快適な国民生活**
の実現、**我が国経済の活性化**

① 公正競争の促進

低廉で多種多様なサービスの実現

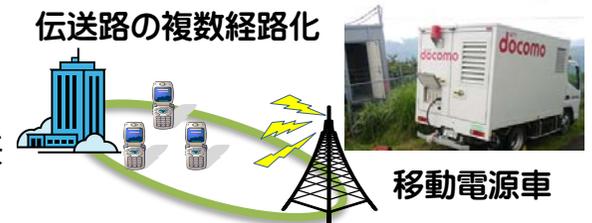
- 一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、**参入規制や利用者料金規制を緩和**。
- **特定の事業者** (主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者) に対しては、ネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、**公正競争ルールを整備・運用**し、低廉で多様なサービス提供を促進。



② 電気通信役務の円滑な提供の確保

確実かつ安定したネットワークの実現

- 電気通信サービスの中断等が生じないように、**安全・信頼性確保のため**の規律を課すとともに、**電気通信事故や自然災害への対応を強化**。
- また、**電気通信番号等の資源を適切に管理**し、サービスの円滑な提供を確保。



③ 利用者利益の保護

誰もが安心して利用できる環境の実現

- 電気通信サービスに対する苦情・相談への対応や、消費者トラブル防止のため、**消費者保護ルールを整備・強化**。
- また、憲法第21条第2項の規定を受けて、**通信の秘密を保護**することにより、思想表現の自由やプライバシーを保護。



- 電気通信事業を営もうとする者は、設置する電気通信回線設備の規模に応じ、原則として**登録又は届出**が必要。
- 電気通信事業の全部・一部の休廃止を行う場合は、**利用者への周知**と**事後の届出**が必要。

参入

サービス提供

退出

登録



固定電話事業者、携帯電話事業者、
光回線事業者、衛星通信事業者など

〔一定規模を超える電気通信回線設備を
設置する場合〕

届出



ISP、MVNO、電子メール事業者
同一市区町村内のCATVアクセス
サービス事業者など

〔電気通信回線設備を設置しない場合
一定規模を超えない電気通信回線設備を
設置する場合〕



**利用者
周知**

事後届出

休廃止するサービス
の内容、休廃止期日など

※ 平成30年電気通信事業法改正（平成31年5月22日までに
施行）により、利用者への影響が大きい電気通信業務の休
廃止に係る周知内容につき、行政が予め確認する制度を整
備予定。

電気通信事業者数

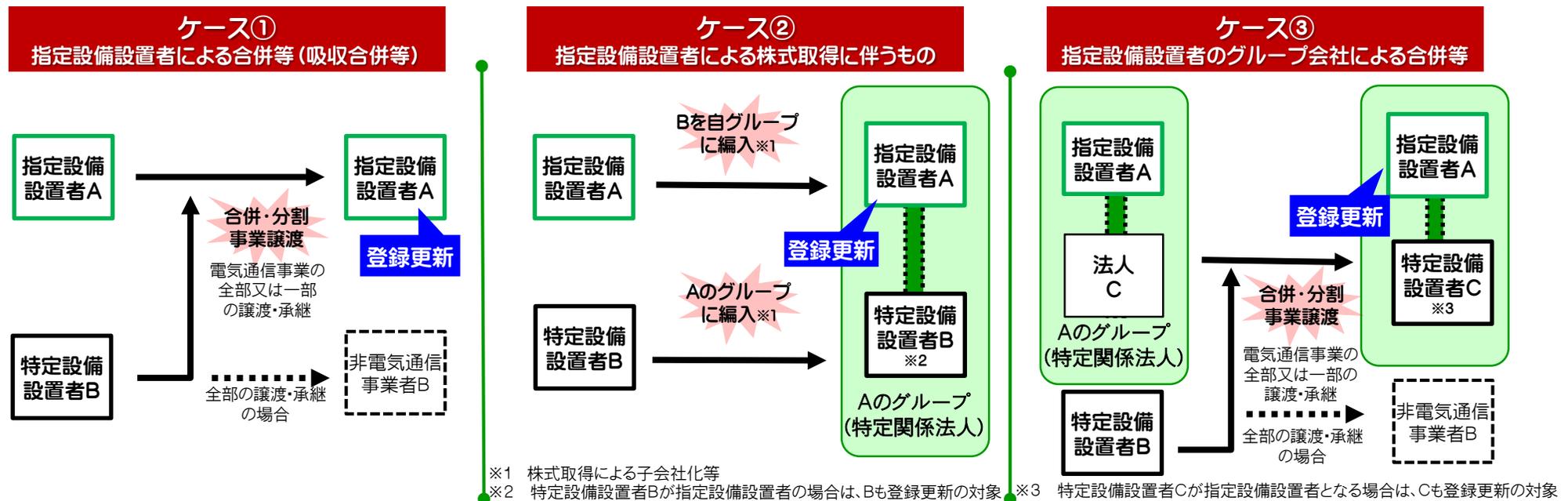
（平成30年4月1日現在）

登録電気通信事業者	319
届出電気通信事業者	18,760
計	19,079

電気通信事業の登録の更新

- 一種・二種指定設備設置者又はその特定関係法人(グループ会社)が、グループ外の大規模事業者(特定電気通信設備の設置者)と合併や株式取得等を行った場合、その一種・二種指定設備設置者は、電気通信事業の登録の更新が必要。

<登録の更新が必要となる主な事例(イメージ)> (すでに同一グループ内にある会社の合併、分割、事業譲渡や株式取得は、登録の更新の対象外)



指定設備設置者 (上記A)	固定系(一種指定設備設置者)・・・加入者回線シェアが50%を超える電気通信事業者(NTT東日本、NTT西日本(2社)) 移動系(二種指定設備設置者)・・・端末シェアが10%を超える電気通信事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク(4社))
特定設備設置者 (上記B)	固定系・・・ ①一種指定設備設置者(2社)、 ②加入者回線シェアが10%を超える電気通信事業者(9社) 移動系・・・ ③二種指定設備設置者(4社)、 ④端末シェアが3%を超える電気通信事業者(2社)

料金・サービス規制の概要

		接続料(事業者同士の精算)	ユーザ料金(事業者からユーザへ請求)	卸料金 (事業者から事業者へ請求)		
ネットワーク構成				 		
		← 接続料	← 通話料	← 卸料金		
固定通信	音声通信	長期増分費用方式 規制対象: NTT東日本・西日本	大臣認可	規制対象: NTT東日本 ・西日本 (注:その他事業者 も一部規制あり)	上限価格規制 大臣への事前届出 基礎的電気通信 役務の規律	大臣への事後届出
	NGN、アクセス系ネットワークファイバ	将来原価方式 規制対象: NTT東日本・西日本	大臣認可	規制対象: NTT東日本 ・西日本 ※フレッツADSLやビジネスイーサ等は届出の対象外	大臣への事前届出	大臣への事後届出
	その他	実績原価方式 規制対象: NTT東日本・西日本	大臣認可	規制対象: NTT東日本 ・西日本 ※無線専用サービス等は届出の対象外	大臣への事前届出	大臣への事後届出
移動通信	規制対象: NTTドコモ KDDI ソフトバンク等	大臣への事前届出	事後規制 (業務改善命令等)	大臣への事後届出		

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- ただし、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務等の役務については、一定の規制。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課することができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象:電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
公衆電話(第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報)
光IP電話(加入電話を提供する者の0AB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金額が一定の条件のもの)

具体的な規制内容

契約約款を作成し、
総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者(NTT東日本・西日本)が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例:NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

保障契約約款を作成し、
総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例:NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話

プライスカップ規制の
対象

■ 電気通信サービスの料金その他の提供条件については、**原則、事前規制を撤廃。**

昭和60年 電気通信事業法制定 新規競争事業者参入

■電気通信サービスの料金は事前認可制

認可制

平成7、8年 電気通信事業法改正

■移動体通信料金を届出制へ移行 (事後的な料金変更命令の創設)

届出制

平成10年 電気通信事業法改正

■長距離、国際料金等を届出制へ移行

平成12年 プライスキャップ規制※運用開始 ※料金水準の上限を定める上限価格方式による料金規制

■平成10年の法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用サービス等の料金についてプライスキャップ規制の適用を開始

平成16年 電気通信事業法改正 特定の役務を除き、**原則、事前規制撤廃**

【特定の役務】

■基礎的電気通信役務：契約約款を作成し総務大臣に届出 (例:電話、公衆電話)

■指定電気通信役務：保障契約約款を作成し総務大臣に届出 (例:NTTの加入電話、光回線サービス)

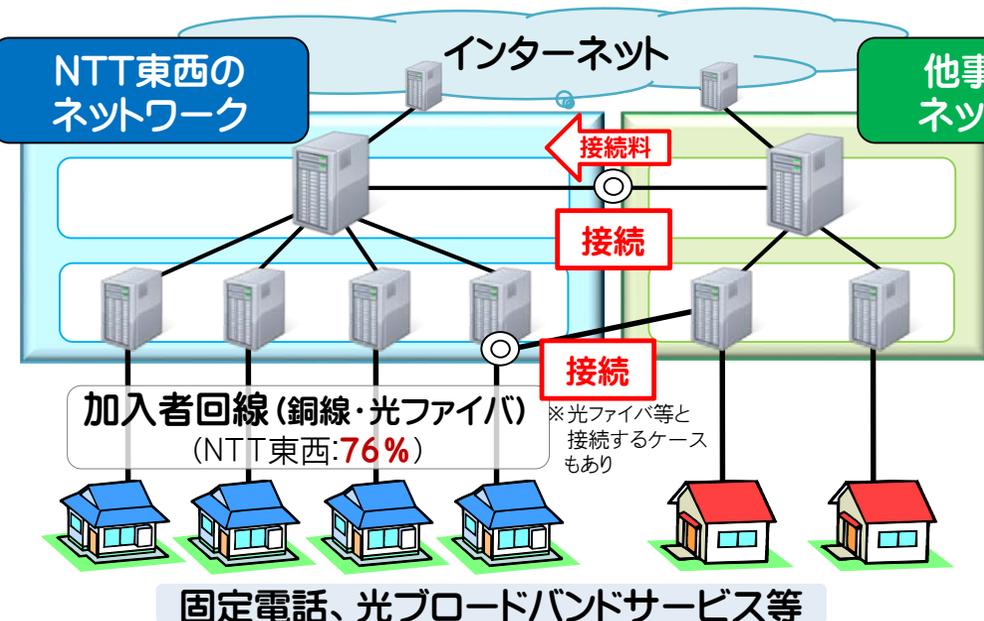
■特定電気通信役務：プライスキャップ規制の対象 (例:NTT東西の加入電話、公衆電話)

原則、事前規制撤廃

接続ルール

- 固定通信では、加入者回線系の設備(光ファイバ等)を経由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律(指定電気通信設備制度)等を課している。

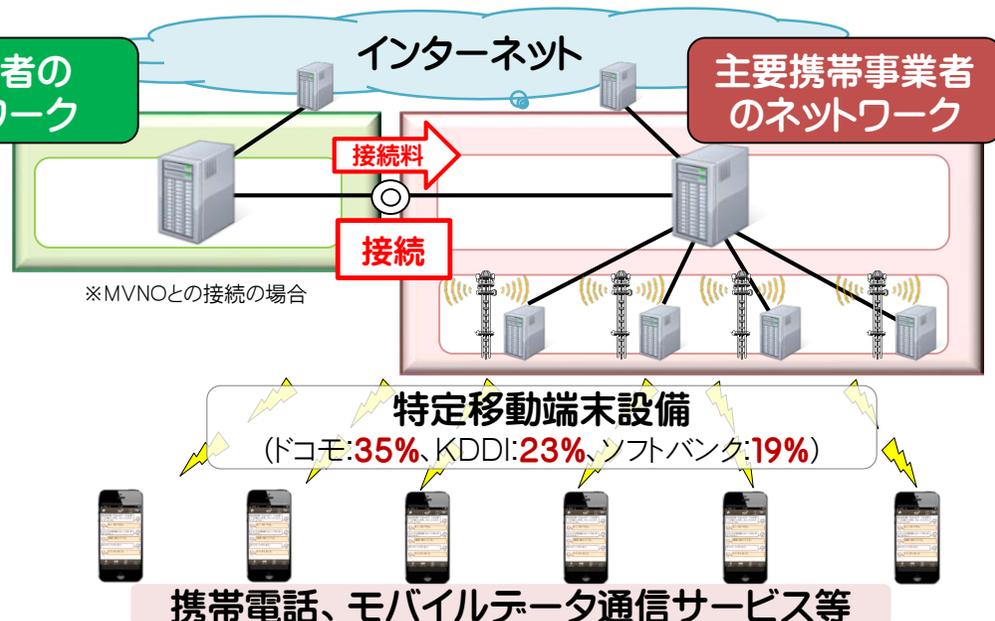
固定系(第一種指定電気通信設備制度)



指定要件 都道府県ごとに**50%超**の加入者回線シェア
⇒ **NTT東日本、NTT西日本**

接続関連規制 **接続約款(接続料・接続条件)の認可制**
接続会計の整理義務
網機能提供計画の届出・公表義務

移動系(第二種指定電気通信設備制度)



指定要件 業務区域ごとに**10%超**の端末シェア
⇒ **NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク**

接続関連規制 **接続約款(接続料・接続条件)*の届出制**
接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

禁止行為規制

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、**不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止している。**

<対象事業者>

【固定通信市場】 一種指定事業者：NTT東西

【移動通信市場】 二種指定事業者のうち、収益シェア等を勘案して*指定されたもの：NTTドコモ

* 収益シェアが25%を超える場合にその推移その他の事情を勘案

禁止される行為

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

【具体例】

他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、本来の利用目的を超えて社内の他部門や他社に提供すること



<対象事業者>

【固定通信市場】:NTT東西
【移動通信市場】:NTTドコモ

特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

【具体例】

特定の事業者*のみと連携し、排他的な取引をすること

* 移動通信市場においてはグループ内の事業者(子会社、親会社、兄弟会社等であって、総務大臣が指定する者)



<対象事業者>

【固定通信市場】:NTT東西
【移動通信市場】:NTTドコモ

製造業者等への不当な規律・干渉

【具体例】

製造業者・コンテンツ事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること

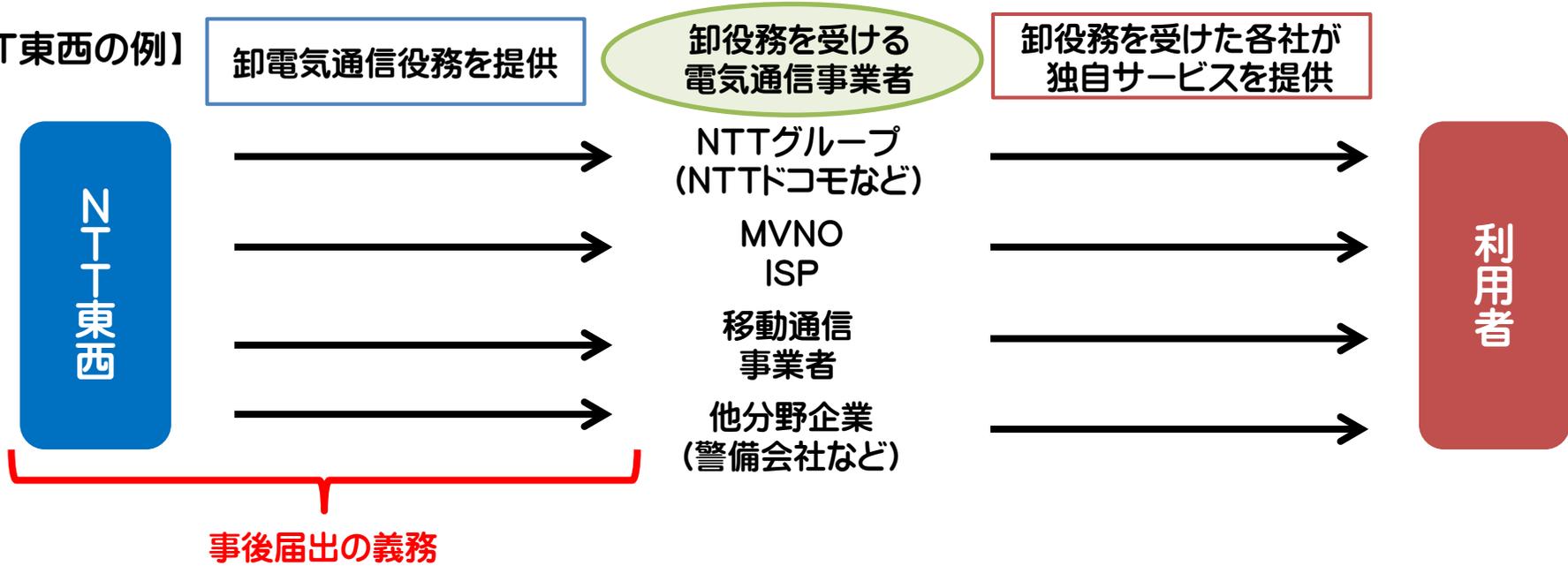


<対象事業者>

【固定通信市場】:NTT東西
【移動通信市場】:なし

- NTT東西の光回線の卸売サービス等、**第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務**の提供について、**事後届出の義務**を課すとともに、その届出内容を総務大臣が整理・公表。

【NTT東西の例】



対象事業者

- ・第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（一種指定事業者）※
 - ※ 固定通信市場で回線シェアが50%を超える電気通信事業者：NTT東西
- ・第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（二種指定事業者）※
 - ※ 移動通信市場で端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

届出内容

- 公正競争への影響が大きい事業者※への卸電気通信役務の料金や提供条件等
- ※ 卸元事業者の特定関係法人(5万回線以上の卸先)、50万回線以上の卸先等(省令で規定)。

総務大臣による整理・公表

ユニバーサルサービス制度

- 電気通信事業法におけるユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務:国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス)には、**固定電話、公衆電話、緊急通報**が該当。また、NTT法により、**電話**(国民生活に不可欠な電話の役務)の提供の責務を**NTT(持株・東・西)**に対して規定。
- NTT東西だけでは日本全国の電話網の維持が困難となっていることを踏まえ、**接続事業者から応分の負担を求める制度**(電気通信事業法によるユニバーサルサービス交付金制度)を設けている。

該当するサービス

固定電話



公衆電話



緊急通報
(110, 118, 119)



※携帯電話、ブロードバンド、電子メール等は、ユニバーサルサービスではない。



提供の責務 (NTT法第3条)

NTT持株、NTT東日本、NTT西日本

※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施

ユニバーサルサービス交付金制度

負担対象事業者

携帯電話事業者



固定電話事業者



IP電話事業者



補填

負担金

(電気通信番号数に応じて負担)

2円/月・番号
(平成30年)

ユニバーサルサービス提供事業者

NTT東日本
NTT西日本

交付金

(赤字の一部を補填)

65億円
(平成30年)

- 電気通信紛争処理委員会は、電気通信事業者間、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間等の紛争を迅速・公正に処理するため、電気通信事業法に基づき、総務省に設置された機関。

委員会の機能

あっせん・仲裁

- 電気通信事業者間の接続に関する紛争、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間等の紛争等に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施。

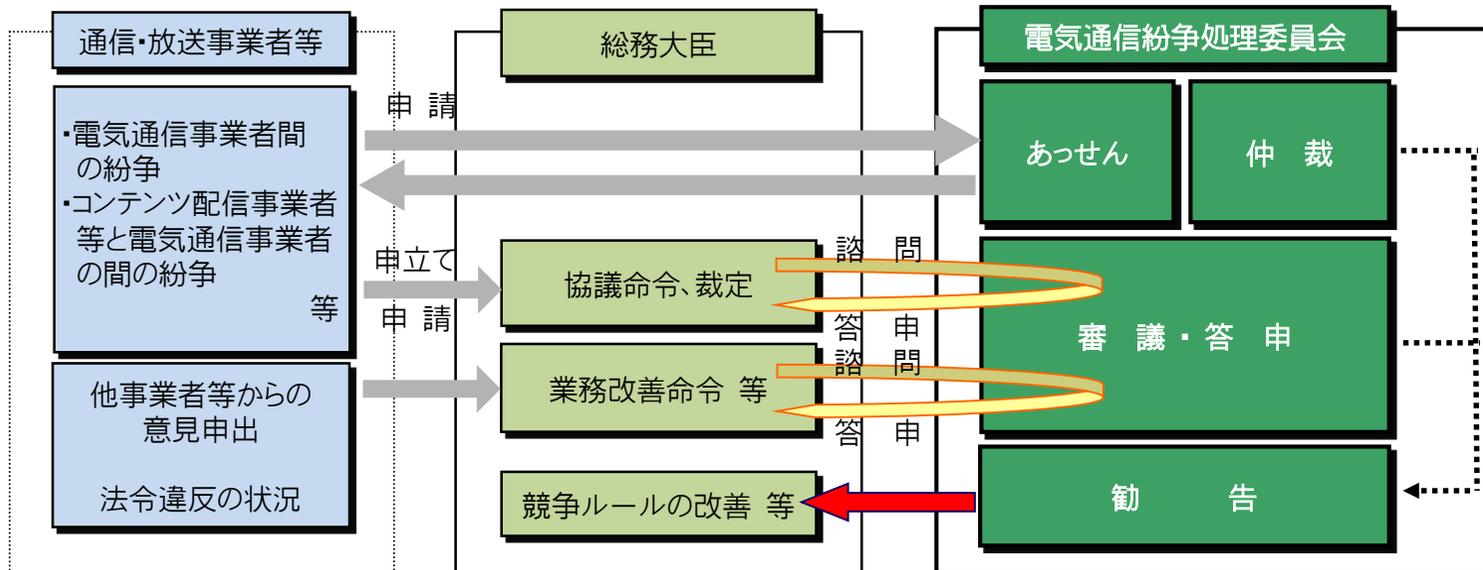
諮問に対する 審議・答申

- 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、諮問を受け、審議・答申。

勧告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告。

あっせん等の流れ



相談

- 事務局に相談窓口を設け、事業者間の紛争等に関する相談に対応。

安全・信頼性規律

■ 通信サービスを提供する上での基盤となる電気通信設備について、サービス中断等の事故が発生した場合、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えかねないため、**安全・信頼性確保のための規律**を課している。

平成30年10月1日時点

電気通信事業者

回線設置 約450社

有料かつ大規模回線非設置 4社

回線非設置(左記以外) 約1.9万社

強制基準

技術基準

<事業者共通の基準>
予備機器、停電対策、耐震対策、防火対策、停電対策 等

なし

自主基準

管理規程

<事業者ごとの特性に応じた基準>
業務管理者の職務、組織内外の連携
事故の報告、記録、措置、周知 等

なし

ガイドライン

安全・信頼性基準

<努力目標として、全ての電気通信事業者の指標となる基準>
ソフトウェアの品質検証、事故状況等の情報公開
ネットワーク運用管理(運用基準の設定、委託保守管理) 等

監督責任者

統括管理者

<経営レベルの設備管理>
経営陣から選任、事故防止対策に主体的に関与

主任技術者

<設備の「工事、維持・運用」を監督>
資格証の交付を受けている者から選任

なし

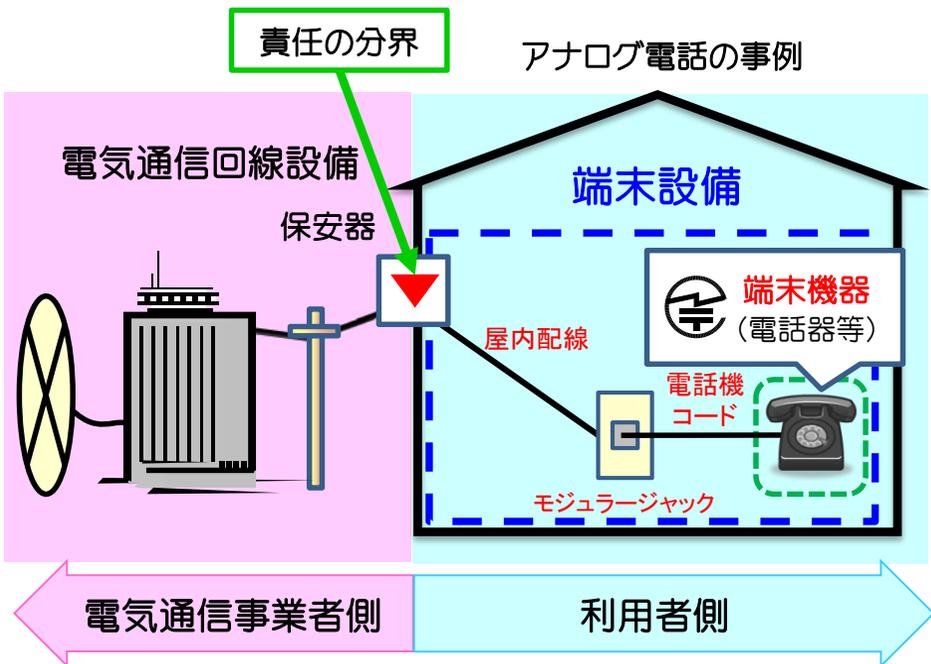
報告義務

事故報告

<事故の影響度に応じ、期限内に所定の様式で報告>
重大な事故…30日以内に、事故の概要、原因、再発防止策等を詳細に報告
四半期事故…四半期ごとに、事故の概要を選択肢式で報告

端末設備の接続の技術基準

- 電気通信事業者の電気通信回線設備に利用者が接続して使用する端末設備は、接続の技術基準に適合することが必要。



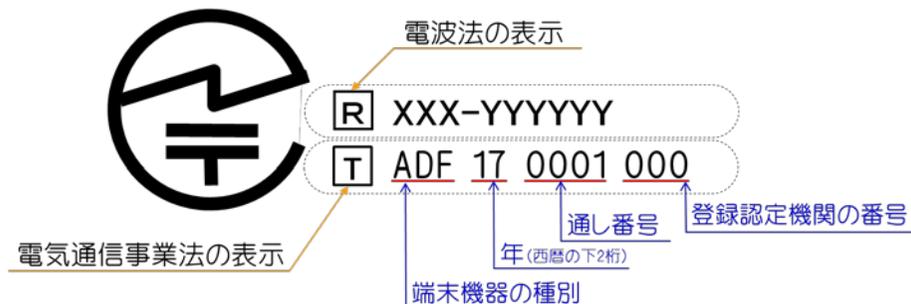
端末設備の接続の技術基準

技術基準は、次の事項が確保されるものとして定められている。

- 1 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- 2 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
- 3 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

端末機器の基準認証制度

- 事業用電気通信設備に接続して使用される端末機器やその設計について、接続の技術基準に適合していることを登録認定機関等が認定する制度。



- 電気通信番号(いわゆる「電話番号」)は、電気通信設備や電気通信役務の種類・内容を識別するために使用。
- 桁数制約等がある有限希少な資源であり、総務省が電気通信番号を管理し、電気通信事業者に割当て(指定)。
- 現行法では、①電気通信番号の基準及び②基準適合義務違反の場合の変更・使用禁止命令を規定し、省令において、指定手続を規定。

※ 平成30年電気通信事業法改正(平成31年5月22日までに施行)により、番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、国が使用条件を付して事業者に番号を割り当てるための制度を整備予定。

平成30年3月末現在

番 号	用 途	番号容量 (A)	指定数 (B)	指定率 (B÷A)	使用数 (C)	使用率 (C÷B)
0AB-J (例:03-XXXX-XXXX)	固定電話 	41,992万	23,831万	56.8% ^{※1}	6,133万	25.7%
070 / 080 / 090	携帯電話・PHS 	27,000万	24,410万	90.4% ^{※2}	17,466万	71.6%
020	M2M 	8,000万	2,270万	28.4%	187万	8.2%
	無線呼出し (ポケベル) 	1,000万	100万	10.0%	2万	2.2%
050	IP電話 	9,000万	2,493万	27.7%	1,001万	40.2%
0120	着信課金 	100万	99万	99.2%	54万	54.8%
0800		1,000万	303万	30.3%	36万	12.0%

※1 固定電話(0AB-J番号)の市外局番は、全国(582地域)のうち139地域で指定率が80%以上(その過半の地域が使用率20%以下)となっている。

※2 携帯電話・PHSの指定率は、080/090番号は100%、070番号は71.2%となっている。

■ インターネットの利用において重要な役割を果たしている「ドメイン名の名前解決サービス」(*)のうち、その確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものについて、届出が必要な電気通信事業とし、その信頼性・透明性を確保するための必要最小限の規律を規定。

※ インターネット利用者からのドメイン名についての問合せに対して、これに対応するIPアドレス等を回答するサービス。

サービスの内容

<総務省のホームページを見る場合：IPアドレス(2001:240:bb81::21:e0)の入力が必要>



規律の内容

特定ドメイン名電気通信役務 (「.jp」など公共性が高いサービス)

ドメイン名電気通信役務 (契約数30万以上のサービス)

左記以外

参入規律

電気通信事業の届出義務

電気通信事業の届出義務

なし

安全・信頼性 規律

国際標準への適合義務
管理規程の作成・届出義務 等

国際標準への適合義務
管理規程の作成・届出義務 等

なし

透明性等 規律

会計の整理・公表義務
役務提供義務

なし

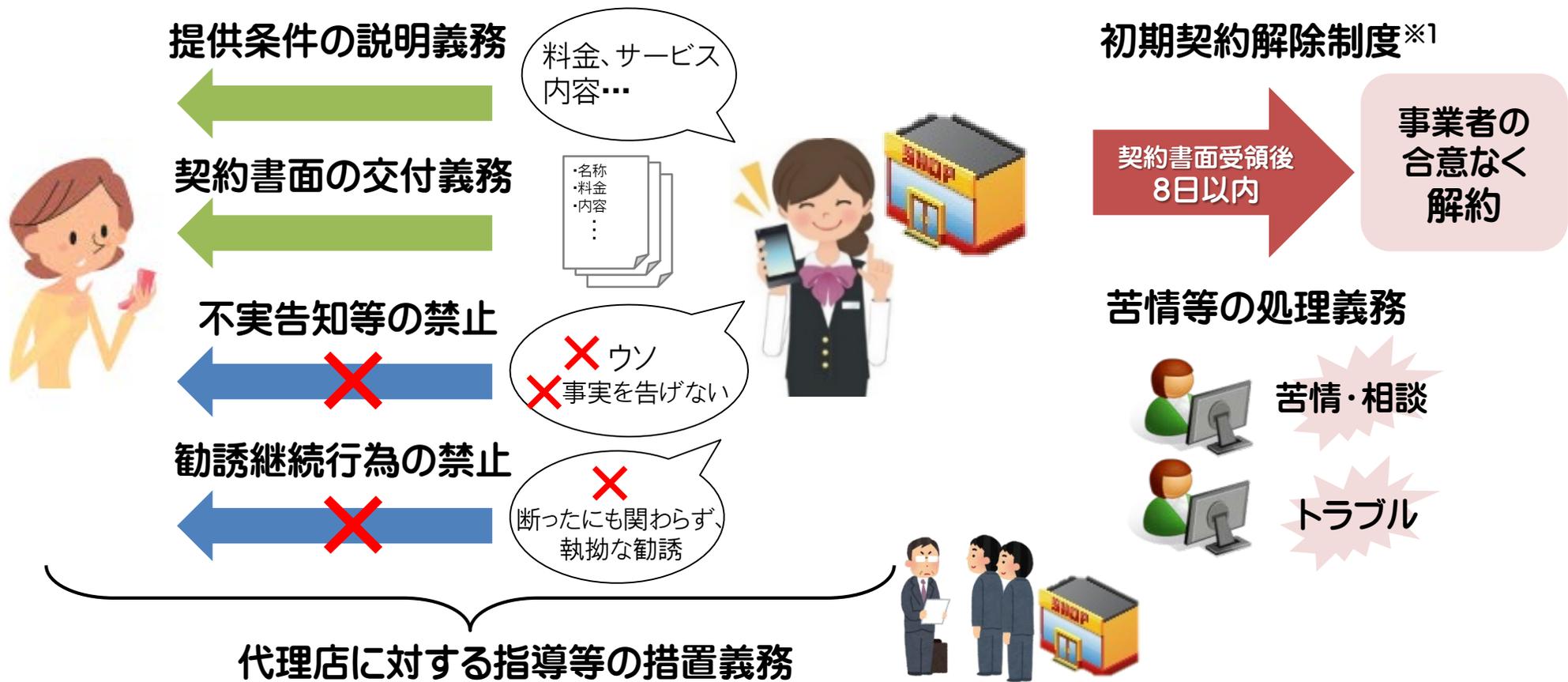
なし

消費者保護ルール

- 電気通信サービスの料金の事前規制の原則廃止に伴い、**消費者保護ルールを整備**(平成15年)。
- サービスの多様化・複雑化を背景にして増加しつつある苦情・相談への対応や、消費者トラブルの防止のため、**消費者保護ルールを強化**(平成27年)し、事業者の取組状況についてモニタリングを実施。

契約時

契約後



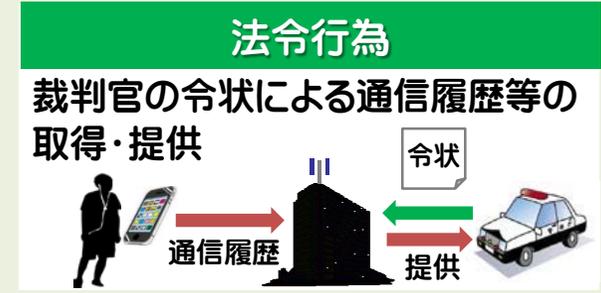
※1 事業者に一定の責任が認められる場合に端末も含めて解約できる「確認措置」の認定を受けた移動通信サービスは、初期契約解除に代えて確認措置を適用

通信の秘密の保護

- 「通信の秘密」は、憲法第21条第2項を受けて思想表現の自由の保障を実効あらしめるとともに、個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障(プライバシーの保護)するもの。
- 日本国憲法を受け、電気通信事業法において、「通信の秘密」は罰則をもって厳格に保護。

日本国憲法 第21条第2項 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

電気通信事業法 第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
 第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第164条第3項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

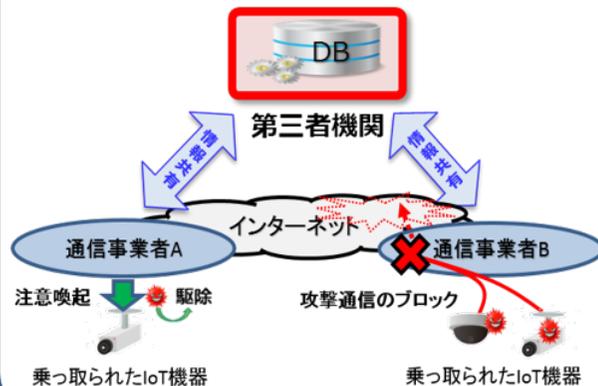


IoT化に伴うサイバー攻撃の深刻化やネットワークのIP網への移行に対応するため、電気通信事業法を改正。

①深刻化するサイバー攻撃への通信事業者の対処の促進

- IoT機器を悪用したサイバー攻撃によるインターネット障害の深刻化
- サイバー攻撃の送信元となるマルウェア感染機器などの情報を共有するための制度を整備し、通信事業者による利用者への注意喚起・攻撃通信のブロック等を促進

第三者機関を通じた情報共有による対処



②電気通信番号に関する制度整備

- モバイル化・IoT化に伴う番号ニーズの増大による番号の逼迫やIP網移行に対応した全ての事業者による番号管理の必要性
- 番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して事業者に番号を割り当てるための制度を整備

番号の逼迫状況や効率的な使用

■ 番号の逼迫状況

番号	用途	指定率 (指定数/全番号)	使用率 (使用数/指定数)
070/080/090	携帯電話・PHS	90.4%	70.3%
0120	着信課金	99.2%	55.3%

※ その他、固定電話(0AB-J番号)の市外局番は、全国(582地域)のうち138地域で指定率が80%以上(平均使用率が18.6%)

■ 番号ポータビリティ(電話番号の持ち運び)

固定電話は現在、NTT東西から他事業者への片方向のみ。今後、携帯電話と同様、双方向番号ポータビリティを実現

③電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護

- IP網移行や通信設備の更改等を背景として利用者への影響が大きい業務等の終了が予定
- 事業者が業務の休廃止に伴い行う利用者周知について、行政が予め確認するための制度を整備

例：廃止予定のINSサービスの用途



施行
期日

公布日から**9月内**
(平成31年2月22日まで)

公布日から**1年内**
(平成31年5月22日まで)

公布日から**1年内**
(平成31年5月22日まで)

○電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号。平成28年5月21日施行) 附則第9条

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後三年(平成31年5月21日)を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考)平成27年電気通信事業法改正の改正事項

1 電気通信事業の公正な競争の促進

■ 光回線の卸売サービス等に関する制度整備

・公正な競争環境の下で、異業種の新規参入等による多様なサービス展開を実現するため、光回線の卸売サービス等に事後届出制等を導入

■ 禁止行為規制の緩和

・様々な業種との連携を可能とし、IoT等の多様な新サービス・新事業を創出するため、移動通信市場の禁止行為規制を緩和

■ 携帯電話網の接続ルールの充実

・MVNOの迅速な事業展開を可能とし、移動通信市場の競争促進を図るため、主要事業者の携帯電話網の接続ルールを充実

■ 電気通信事業の登録の更新制の導入(合併・株式取得等の審査)

・主要事業者が、他の主要事業者等と合併・株式取得等する場合、公正競争に与える影響等を審査するため、登録の更新を義務付け

2 電気通信サービスの利用者の保護

■ 書面の交付・初期契約解除制度の導入

・契約内容を容易に確認できるよう、契約締結書面の交付を義務付けるとともに、一定期間、相手方の合意なく契約解除できる制度を導入

■ 不実告知等の禁止

・料金などの利用者の判断に影響を及ぼす重要な事項の不実告知や事実不告知を禁止

■ 勧誘継続行為の禁止

・勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止

■ 代理店に対する指導等の措置

・代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、電気通信事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付け

3 ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保

■ ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保

・大規模な事業者等に対し、電気通信事業の届出、管理規程の作成・届出、会計の整理・公表等を義務付け